



自転車乗車用ヘルメット 購入費補助制度

令和3年度の受付は3月15日まで

愛知県では、「自転車の安全で

適正な利用の促進に関する条例」を施行し、さらに、昨年10月1日から自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。これは、自転車乗車中の死亡・重傷事故の多くが、頭部の損傷であることに起因するものです。そこで、町では愛知県と歩調を合わせヘルメットの着用を推進するため、購入費の一部を補助しています。今年度は3月15日までの受付枠となり、その日以降に購入されたものは対象となりませんので、ご注意ください。

補助対象者

▽町内にお住まいで、平成15年4月2日から平成27年4月1日生まれまでの方
※申請者は保護者の方となります。

▽町内にお住まいで、昭和32年4月1日以前生まれの方

補助対象のヘルメット

令和3年4月1日以降に購入し



た、安全認証（SG・JCF・CE・GS・CPSCマーク）を受けた新品のもの
※中学校が指定、推奨する通学用ヘルメットは除きます。

補助金額

購入金額の2分の1（上限2000円、10円未満切捨て）

※1人につき1回、1個限り

申請に必要なもの

▽申請書兼誓約書（町ホームページか町民安全課窓口にて受領）
▽領収書の写し（申請者の氏名・領収日・領収金額 購入相手方・購入品名が記載されたもの）
※レシートは不可

▽ヘルメットが安全認証を受けていることが確認できる書類（本体の認証マークの提示、またはヘルメット持参）

▽請求書（町ホームページか町民安全課窓口にて受領）

問合せ先

町民安全課 ☎95-19966

高齢者と障がい者の総合相談窓口

大口町地域包括支援センター便り



マスクすることが難しい人への理解

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「マスク」を着用することが日常となつています。

厚生労働省は公式サイトで、発達障がいがあるためマスクを付けることが難しい人への配慮を呼び掛けています。

重度の知的障がいなど障がいの種別により、フェイスシールドなどの代替方法も難しい場合があると指摘されています。

発達障がいがある人には、聴覚・視覚・触覚・嗅覚・味覚等が非常に敏感な「感覚過敏」という特徴を持つ人が多く、状態や程度は人それぞれで、その特徴が日常生活に大きな支障をきたすこともあります。

世界保健機関（WHO）も「発達上の障がいや他の障がい、マスク着用による支障をきたす可能性のある特定の健康状態をもつ子どもに対し、マスクの使用を強制するべきではない」や「発達上の障がい、その他の障がい、またはその

他の特定の健康状態の子どもにマスクを使用することは必須ではなく、子どもの親、保護者、教育者、医療提供者、

またはそのいずれかによってケースバイケースで評価されるべきである。いずれの場合でも、マスクを容認することが困難な重度の認知障がいまたは呼吸障がいのある子どもは、マスクを着用する必要はない」としています。

マスク我慢・着用困難が56%

国の発達障がい情報・支援センターの調査では、発達障がいのある人のうち56%は「我慢して着用している」「着用が難しい」と答えています。

特に感覚過敏がある人や、さまざまな障がいのある人にとつては、マスクをすることがより難しい場合があります。

こうした理解のひとつひとつが、多様性のある社会へつながります。一人ひとりのご理解をお願いします。

問合せ先

地域包括支援センター ☎94-2227